

木下章広君に対する議員辞職勧告決議

木下章広君は、昨年12月11日、略式命令に対し罰金10万円を納め、自らの犯罪行為を認めたにもかかわらず、その行為を「ミス」という言葉に置き換え、「誤り」や「失敗」、「過失」程度の認識しか持たず、いまだ議員の職に留まり、「議会改革」を標榜している。

本市議会には木下章広君を議員と認め、共に「議会改革」に取り組もうとする議員はただ一人として存在しない。

また、議員の職に留まることは、被害を受けた者の尊厳を傷つける上に、富山市民をも辱め続けていることにほかならない。

そして、いかなる反省を口にし、いかなる善行があろうとも有罪が確定した以上、たとえ支援者であっても議員木下章広君を応援できるとは到底考えられない。

木下章広君は、信頼を失った議員の存在が「議会改革」に寄与しないばかりか、富山市政発展の重大な障壁となっていることを認識し、辞職することのみが正しいと認めなければならない。

このことが理解できないならば、それは議員としての能力を著しく欠いていることにほかならない。

よって、本市議会は、木下章広君に対し、速やかに富山市議会議員の職を辞することをここに勧告する。

以上、決議する。

令和2年9月4日

富山市議会